

る新租税特別措置法第四十二条の四第八項の規定の適用については、同項第二号イ中、「第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の五の二第二項」とあるのは、「並びに第四十二条の十二の五」とする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条 新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（特例対象事業年度を除く。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（特例対象事業年度を含む。）

分の法人税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する特例対象事業年度とは、施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度（当該法人が施行日以後に同項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する事業年度を除く。）をいう。

3 法人で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二第五項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用

労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十四条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法第二十二条第一項の認定を受けた法人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十五条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十五号	第四十二条の十二の五第一項	前条第一項
---------	---------------	-------

第八項	第七項	第六項第二号	第六項第一号	第六項	第一項第十六号
、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項	第四十二条の十二の五第三項第一号	第四十二条の十二の五第三項第八号	第四十二条の十二の五第三項第六号	第四十二条の十二の五第三項第一号	第四十二条の十二の五第二項
及び第四十二条の十一の二第五項	前条第三項第一号	前条第三項第八号	前条第三項第六号	又は第九号	前条第二項
				、第九号又は第十七号	十七 前条第二項の規定同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額
					十八 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
					十七 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

(法人の減価償却に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 法人が旧租税特別措置法第四十三条の二第二項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」と、「第六十八条の三十四第一項」とあるのは「改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条の十二の五の二第一項若しくは」とあるのは、「若しくは」とする。

6 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第四十二条の十二の五の二又は」とあるのは、「又は」とする。

(金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置)

第八十七条 施行日の前日を含む事業年度終了の日において旧租税特別措置法第五十五条の二第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有

し、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第九項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、「(第六十八条の四十四第八項」とあるのは「(旧効力措置法第六十八条の四十四第八項」と、「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「(旧効力措置法第六十八条の四十四第八項」と、同条第十一項中「第六十八条の四十四第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第九項」と、同条第十二項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十四第十項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第十項」とする。

2

前項の場合において、同項に規定する法人の令和四年四月一日以後に開始する各事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。))が同日前に開始した事業年度を除く。)における前項の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧租税特別措置法」という。))第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。))」と、「同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」とあるのは「同条第三項及び第四項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第五項中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、」が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(」とある

のは「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む」と、「場合を含む。」とあるのは「場合に」と、「同条第九項中」とあるのは「同条第九項中「前条第十一項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十一項」と、と、「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「前条第十二項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十二項」と、「第六十八条の四十四第八項」と、「同条第十一項中」とあるのは「同条第十一項中「前条第十六項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十六項」と、と、「同条第十二項」とあるのは「連結法人」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（第十三項において「連結法人」という。）」と、同条第十二項」と、「同条第十三項中」とあるのは「同条第十三項中「前条第二十項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第二十項」と、と」。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第三項の

規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

3 法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第十四項（新租税特別措置法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第八十九条 新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定の適用については、同条第二十七項中「七年」とあるのは「六年」と、「及び第四項並びに」とあるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）（附則第八十九条第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（）」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替

えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の」と、「同法第六十六条の四第二十七項」ととあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とと、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「(租税特別措置法)」とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、同条第三十項中「第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。))附則第八十九条第一項(国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「同法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とする。

2

新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の施行日前に開始した事業年度(施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。)における新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項の規定の適用については、同項の表第六十六条の四第二十七項

七年	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の及び同法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	「前条及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法第三十四項において準用する同法
六年	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	「前条及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

及び第四項並びに	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（		租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	同法第六十六条の四第二十七項と
から第五項まで及び	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項と、	同法第六十六条の四第二十七項と

租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項
租税特別措置法 (昭和三十三年法律第二十六号)	所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。)附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法	租税特別措置法第十四項(外国の課税の特例)法
---------	------------------------

第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法	所得税法等の第一令和二法律第十九条第二項の租六条の四の三第する第二十七項えて適用される
----------------------------	---

第六十六条の四の三
法人の内部取引に係
において準用する同

とあるのは

租税特別措置法	所得税法等の第一令和二法律第
---------	----------------

項において「令
う。」附則第八
関連者との取引
に関する経過措
み替えて適用さ
第六十六条の四
法人の内部取引
において準用す

部を改正する法律（
号）附則第八
規定により読み替え
税特別措置法第六
十四項において準用
の規定により読み替
国税通則法

部を改正する法律（
号。以下この
和二年改正法」とい
十九条第二項（国外
に係る課税の特例等
置）の規定により読
れる租税特別措置法
の三第十四項（外国
に係る課税の特例）
る同法

と、「同法第六十六条の四の三第十四項」とある

のは「令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用
される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(同条本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書を提出する法人(新租税特別措置法第六十六条の十二各号に掲げる法人を除く。)で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの(施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第十八条第一項の認定を受けたものに限る。)の施行日以後に終了する事業年度(新租税特別措置法第四十六条の二並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)において生じた欠損金額(法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする新租税特別措置法第六十六条の十二ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。)のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額(次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。)については、新租税特別措置法第六十六条の十二の規定

は、適用しない。

3 特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第四百四十条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4 前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項の規定の適用については、同項の表第六十六条の四第二十七項

租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（
及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の

の項中

及び同法	「前条及び租税特別措置法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	並びに租税特別措置法	租税特別措置法	七年	及び第四項並びに	租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（
及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	「前条及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	六年	から第五項まで及び	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条

とあ

るのは

	租税特別措置法 第六十六条の四 第二十七項の	令和二年改正法附則第九十二条の規 定により読み替えて適用される租税 特別措置法第六十七条の十八第十三 項において準用する同法第六十六条 の四第二十七項の	の四第二十七項（
同法第六十六条 の四第二十七項 と	租税特別措置法 第六十六条の四 第二十七項	令和二年改正法附則第九十二条の規 定により読み替えて適用される租税 特別措置法第六十七条の十八第十三 項において準用する同法第六十六条 の四第二十七項」と、同条第五項中 「又は前二項」とあるのは「若しく は前二項又は令和二年改正法附則第 九十二条の規定により読み替えて適 用される租税特別措置法第六十七条 の十八第十三項において準用する同 法第六十六条の四第二十七項」と	
租税特別措置法 （昭和三十三年 法律第二十六号）	所得税法等の一部を改正する法律（ 令和二年法律第 号。以下この 項及び第三項において「令和二年改 正法」という。）附則第九十二条の 規定により読み替えて適用される租 税特別措置法（昭和三十三年法律第 二十六号）第六十七条の十八第十三		

と、

項において準用する同法

同表第六十六條の四第三十項の項中

第六十七條の十八第
得金額の計算の特例
する同法

とあるのは

租税特別措置法		租税特別措置法	
第二十七項の規定により読み替えて適用される 国税通則法		租税特別措置法 十三項（国外所 ）において準用	
租税特別措置法		所得税法等の一 令和二年法律第 十二条の規定に される租税特別 十八第十三項に 十七項の規定に される国税通則 所得税法等の一 令和二年法律第 項において「令 う。」附則第九 額の計算の特例 の規定により読 租税特別措置法 十三項（国外所 ）において準用	

部を改正する法律（
号）附則第九
より読み替えて適用
措置法第六十七條の
において準用する第二
より読み替えて適用

法

部を改正する法律（

号。以下この

和二年改正法」とい

十二条（国外所得金

に関する経過措置）

み替えて適用される

第六十七条の十八第

得金額の計算の特例

する同法

と、「同法第六十七条の十八第十三項」とあるの

は「令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租
税特別措置法第六十七条の十八第十三項」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措
置）

第九十三条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間におけ
る新租税特別措置法第六十八条の九第八項の規定の適用については、同項
第二号イ中、「第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の六の二第
二項」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の六」とする。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は
法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条 新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当
該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取
得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増
進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全
支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした
旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進
設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却

等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

(連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十六条 新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第一百七条までにおいて同じ。)の施行日以後に終了する連結事業年度(特例対象連結事業年度を除く。)分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度(特例対象連結事業年度を含む。)分の法人税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する特例対象連結事業年度とは、連結法人(その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものに限る。)の施行日以後に終了する連結事業年度(その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日以後に同条第三項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する連結事業年度を除く。)をいう。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに對する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第七号口の規定の適用については、同号口中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。